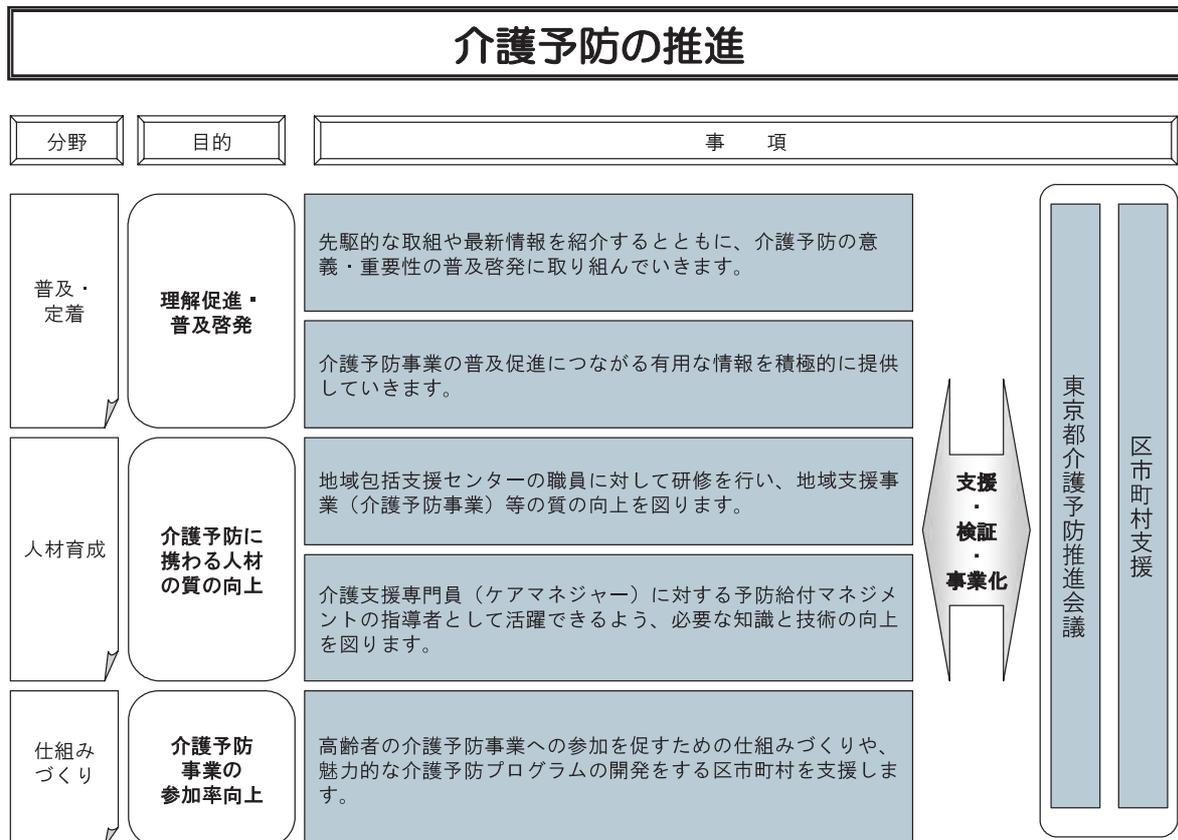


第3節 介護予防・健康づくりの推進

- 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所で介護予防に携る人材育成や介護予防の普及啓発などにより、区市町村の介護予防を一体的・総合的に支援します。
- 高齢期においても健康で充実した生活を送るために、生涯を通じた健康づくりを推進します。

1 介護予防の推進



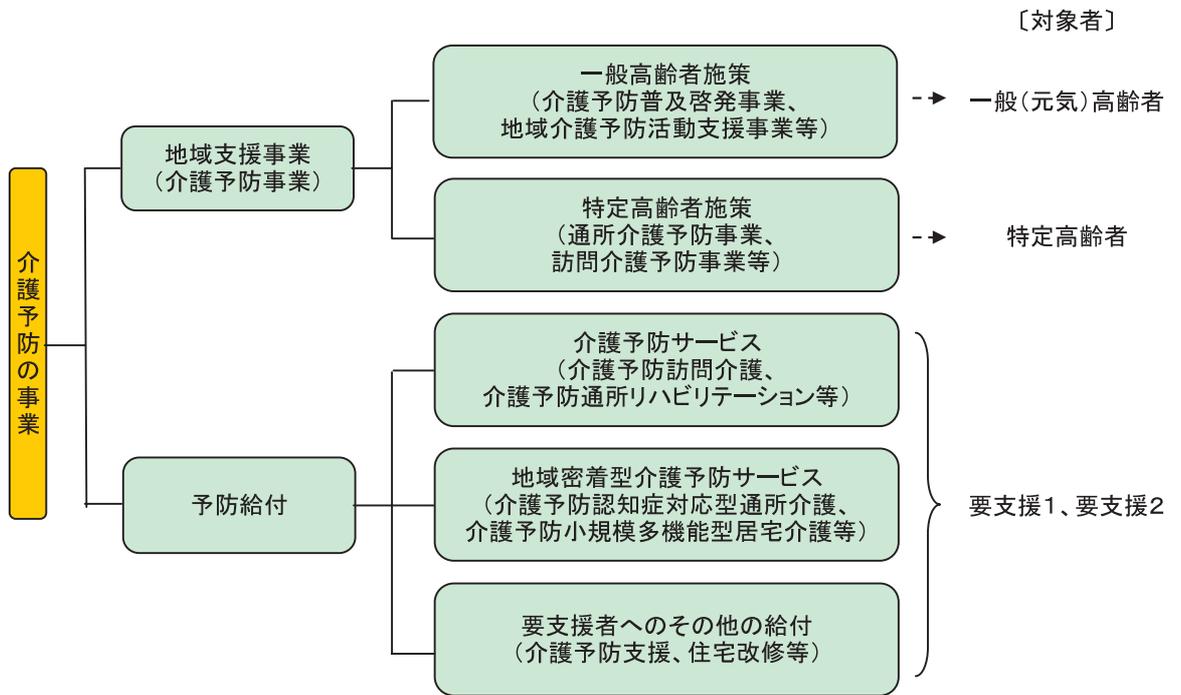
【現状と課題】

- 平成18年4月の介護保険制度改正において、一般（元気）高齢者や特定高齢者¹が要介護状態・要支援状態になることを予防し、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、地域支援事業（介護予防事業）が創設され、要支援者（要支援1・2）へのサービスは「予防給付」となりました。

¹ 特定高齢者

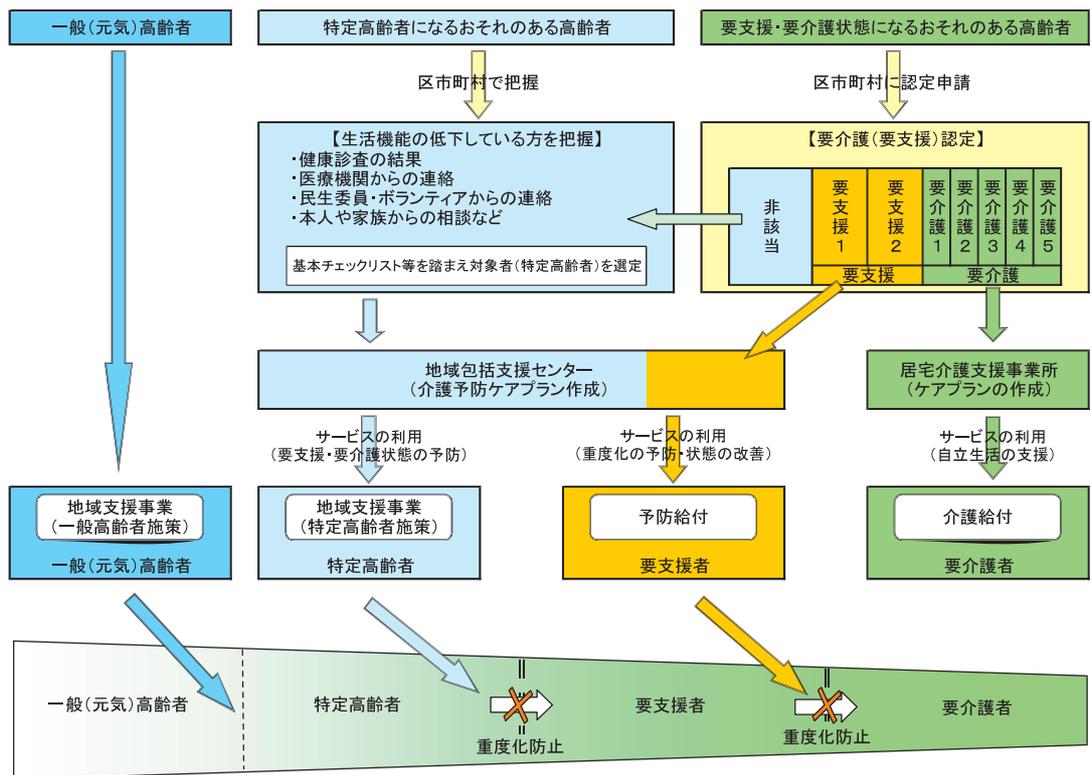
65歳以上で生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれがある高齢者。区市町村が実施する生活機能評価などを通じて把握する。

<介護予防の事業体系>



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部作成

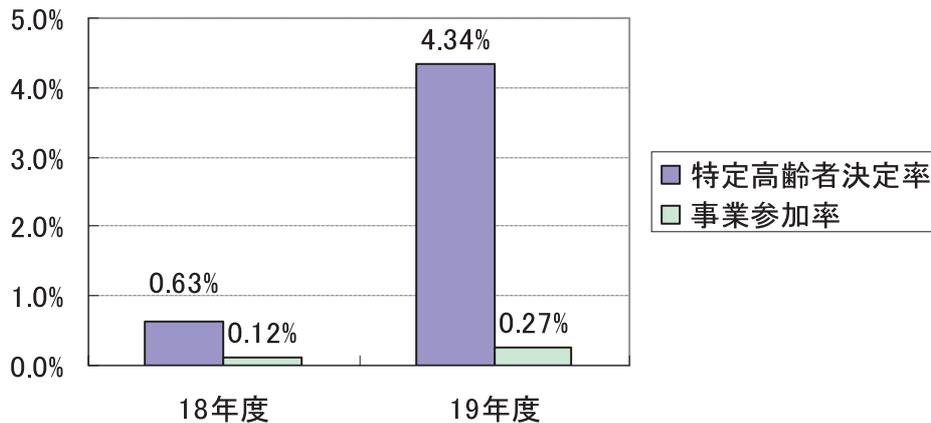
<介護予防イメージ図>



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部作成

- 地域支援事業（介護予防事業）における特定高齢者（決定）数は、平成19年度に特定高齢者の定義が改正されたことにより大きく増加しましたが、それでも高齢者全体の4.34%（平成19年度）と少なく、事業への参加率も、当初国が計画した5%に対して0.27%（平成19年度）にとどまっています。

＜特定高齢者決定率及び特定高齢者施策参加率＞

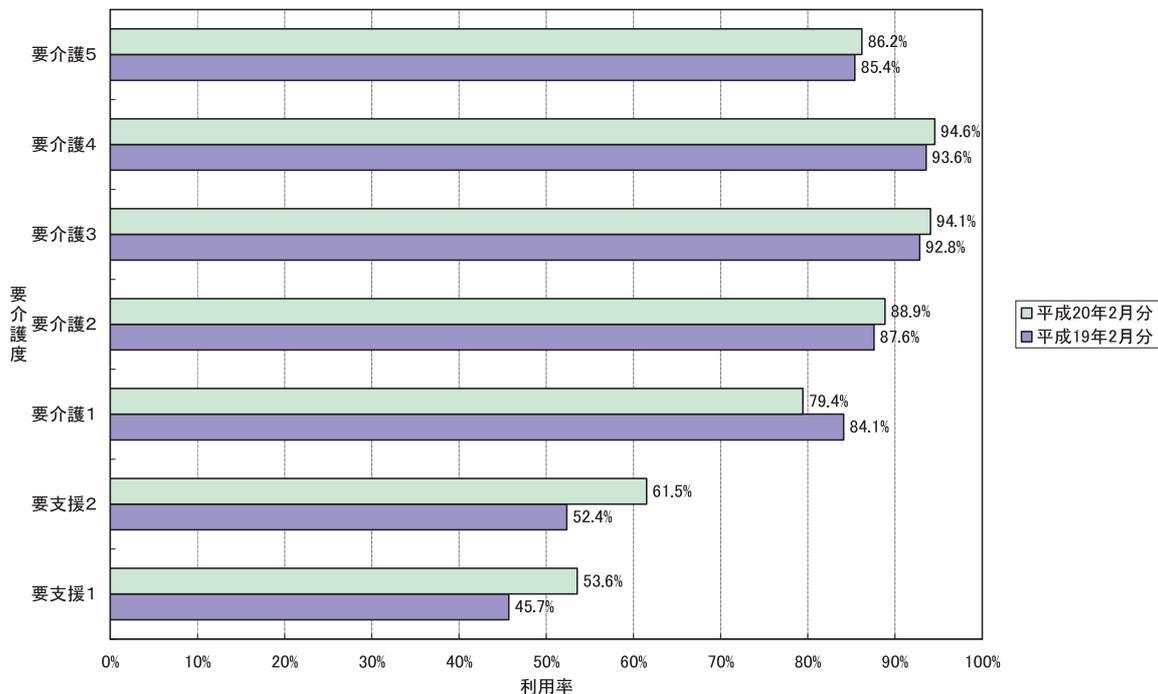


資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部作成

- また、介護予防への取組は高齢者自らが意欲をもって継続できるような仕組みづくりが大切です。区市町村の中には、地域独自の体操などを開発し、体操教室やイベントなどを開催しているところもあります。その参加者が教室等の担い手になり、自ら講師となって介護予防の普及に取り組んだり、地域の仲間作りに役立っている例もあります。
このように介護予防の取組を契機とした様々な地域活動も展開され始めています。
- 今後、積極的な広報活動により介護予防に対する理解を深め、より魅力的なプログラムにより、地域支援事業（介護予防事業）への参加率を高めていくことが重要です。

- 国の実証データによると、要支援者に対する予防給付については、要介護度が悪化した者の発生率の変化について、対象者 1,000 人に対し 15.5%(155 人)減少する等、有意な効果が認められています²。
- しかしながら、予防給付の利用率は要介護者のサービス利用に比べて必ずしも高くない状況にあります。区市町村は、要支援者が認定を受けてもサービスを利用しない理由を把握する必要があります。
- 介護予防支援の報酬が必ずしも業務量に見合っていないという指摘³もあります。

<介護度別介護（予防）サービス利用率>



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部 「介護保険事業状況報告（平成20年2月分及び平成19年2月分）」

【施策の方向】

- 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所において介護予防に携わる人材の育成、介護予防の普及啓発などにより、区市町村の介護予防を一体的・総合的に支援します。
- 介護予防事業を様々な角度から検証してその効果を幅広く普及できるよう、区市町村や事業者等に積極的な情報提供を行います。
- 高齢者の介護予防事業への参加を促すための仕組みづくりや、魅力的な介護予防プログラムづくりに取り組む区市町村を支援します。

² 厚生労働省 介護予防継続的評価分析等検討会（第4回）資料（平成20年5月）

³ 全国市長会「介護報酬に関する調査」（平成20年5月）

- 予防給付についてサービスの在り方や介護報酬について検証し、国に働きかけていきます。

【主な施策】**・東京都介護予防推進会議〔福祉保健局〕**

都民、事業者、保健・医療・福祉関係者、行政、学識経験者などで構成する委員会を設置し、介護予防事業の実施状況や課題などについて調査・検討を行います。

・介護予防事業の新たな取り組み〔高齢社会対策区市町村包括補助事業〕【新規】**〔福祉保健局〕**

高齢者の参加を促す方策や魅力的な介護予防プログラムを構築し、介護予防事業への参加率向上を図る区市町村の取組を支援します。

・地域支援事業交付金【再掲】〔福祉保健局〕

区市町村が行う地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）を財政的に支援するために、介護保険法に定められた割合に基づき交付金を交付します。

・地域包括支援センター職員研修事業【再掲】〔福祉保健局〕

地域包括支援センターに配置される職員に対して、介護予防ケアマネジメント、相談業務・支援、権利擁護などが円滑にできるよう研修を行います。

・主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）研修〔福祉保健局〕

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所において介護支援専門員（ケアマネジャー）を支援する主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の養成研修を実施します。

・予防給付ケアマネジメント研修〔福祉保健局〕

介護支援専門員（ケアマネジャー）実務研修事業等における指導者としての予防給付ケアマネジメント等に必要な知識並びに技術を習得させることを目的に研修を実施します。

地域活動7

問い合わせ先：荒川区福祉部高齢者福祉課 電話：03（3802）3111（代）

荒川区 おたっしゃランチ

荒川区では平成16年度から、低栄養と閉じこもり予防を目的とした介護予防事業として、小学校における給食を活用した高齢者会食サービス事業「おたっしゃランチ」を実施しています。運営は有償ボランティアであるランチリーダーが行っています。

事業内容は、小学校のランチルームでバランスのとれた給食を食べ、荒川区が独自に開発した「荒川ころばん・せらばん体操」のほか、^{えんげ}嚥下体操やグループワークなどを行うものです。

参加者は、小学校まで自力で往復できる虚弱高齢者、又は特定高齢者で地域包括支援センターが本事業をすすめた方です。

また、教育委員会の協力により、月に1回程度、児童との会食会も行っています。会食会では高齢者は地域の昔の様子を話したり、小学生は今の生活の様子を話すなど、世代を超えた交流の場となっています。参加者からは、「栄養バランスに気をつけるようになった」、「リーダーや友達に会えるのが楽しみになった」等の声が聞かれています。本事業は、12校で週1回、通年実施し、1校当たり、10～15人が参加しています。

このほか、6か所の高齢者通所サービスセンター（デイサービス）で、特定高齢者や虚弱高齢者を対象に「おげんきランチ」を実施しています。

これらの事業は、栄養改善と閉じこもり予防を目的とするにとどまらず、運動器及び口腔^{こうくう}機能の向上と認知症予防をも視野に入れた総合的な介護予防事業となっています。

<児童との会食会の様子>

